平成２３年（フ）第３１４８号
大阪府豊中市上野西１－１－25　クリオコート豊中401、住民票上の住所岡山市南区福成３丁目６番30―604号
破産者　向田　尊洋
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１９６号
大阪市城東区新喜多１丁目７番10号
破産者　小林　福惠（旧姓大橋）
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２５７号
大阪市平野区加美北７丁目８番14号　エスペランサ平野502、前住所大阪市平野区加美北７丁目８番14号　エスペランサ平野202号
破産者　黒原　英明
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３７６号
大阪市東成区東小橋３丁目13番４号
破産者　中原正豢こと　宋　　正豢
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４９４号
大阪府豊中市利倉西１－６－７　グローバル利倉305、住民票上の住所大阪府吹田市穂波町23番28号
破産者　宮島　光良
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５４６号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目３－３　桃井マンション403、開始決定時の住所大阪市西成区天下茶屋２丁目７番２号
破産者　岸里書店こと　片山　俊明
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５５９号
大阪市生野区林寺１丁目６番８号
破産者　水谷えり香
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５６７号
大阪府東大阪市小若江３丁目23番15号
破産者　松原　紀和
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６２８号
大阪市住吉区住吉２丁目３番３号、前住所大阪市住吉区帝塚山西４丁目13番21号
破産者　楠庵こと　楠元　一德
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６３３号
香川県仲多度郡まんのう町吉野下740の１、住民票上の住所大阪市西淀川区中島１丁目18番43号
破産者　大西奈々恵（旧姓榊原）
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６５２号
大阪府池田市畑１丁目17番12号　シャトレー石澄205号
破産者　増川　健二
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６９８号
大阪府門真市幸福町10番13号
破産者　佐倉　哲治
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８１６号
大阪市平野区喜連西５丁目４番４―406号
破産者　田仲　祥浩
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２４号
岡山県倉敷市中庄770番地１　平松コーポ101
破産者　前田　岸男
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１２７０号
広島市東区中山南１丁目16番14―911号　エメラルドマンション
破産者　吉川　一成
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９０号
広島県安芸郡海田町三迫２丁目６番４号
破産者　金森　　學
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５７６号
徳島県小松島市中郷町字県前176番地の１、住民票上の住所徳島市勝占町中須92番地の１
破産者　河田もとみ
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９６号
愛媛県新居浜市中村３丁目２番55号
破産者　吉田　恒夫
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４６７号
福岡県朝倉郡筑前町新町240番地１ピアソレイユ202号、申立時の住所福岡県小郡市井上729番地３
破産者　中村　和盛
1　決定年月日　平成23年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部